

「故意でない基準」により、設定登録後の権利を回復するための

回復理由書を提出する場合の注意事項

令和5年12月7日

審査業務部審査業務課登録室

1. 「回復理由書」は、書面（紙）、又は、電子特殊申請（オンライン）によりご提出ください。

- 書面（紙）により提出した場合の電子化手数料はかかりません。
- 令和6年1月1日からインターネット出願ソフトの「特殊申請機能」を利用して、オンラインによっても提出ができるようになりました。
- 電子特殊申請の詳細については、以下特許庁ホームページをご参照ください。

登録関連手続（移転登録申請関連手続以外）における電子特殊申請について

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/sonota_digitalize.html

| |
|--|
| 書類カテゴリ名：「登録関連手続（移転登録申請関連手続以外）」 四法：回復の対象の権利を選択（特許、実用新案、意匠、商標から選択） 筆頭物件名：「回復理由書関係」 |
|--|

※回復理由書に対する手続補正指令及び却下理由通知に応答するための書面（手続補正書や弁面書等）についても、上記書類カテゴリから提出してください。

2. 「回復理由書」と同時に「手続書面（「特許（登録）料納付書」、「商標権存続期間更新登録申請書」）」を提出する必要があります。

また、手続書面により、特許（登録）料（更新料）及びその割増特許（登録）料（更新料）を納付する必要があります。

3. 書面（紙）により回復理由書を提出する場合の回復の手数料の納付方法は、特許印紙、現金納付、電子現金納付、窓口におけるクレジットカード納付のいずれかにより納付してください（予納、口座振替、書類を郵送する場合のクレジットカード納付は利用できませんのでご注意ください。）。

4. 共有の権利の場合、全権利者を記載してください。

5. 【識別番号】は特許庁から通知済みの9桁の申請人識別番号を記載してください。
識別番号がわからない場合は、項目ごと削除し、【住所又は居所】欄を記載してください。
- (注) 特許印紙以外の納付方法を利用する場合は、識別番号の記載が必須です。
- (注) 権利者の識別番号に登録されている住所や氏名又は名称が、原簿に登録されている内容と相違する場合は、住所等を変更する手続も別途必要です。
6. 代理人が手続する場合は、回復理由書に代理権を証明する書面の添付が必要です。
ただし、代理権が既にある代理人が手続する場合は、添付は不要です。